

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の実施に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、個人特定情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県池田町

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の実施に関する事務
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、令和6年度税制改正において行われることになった所得税及び個人住民税の定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる住民を対象に、給付金を支給する。
③システムの名称	臨時給付金・商品券システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠):121の項 (第2条の表における情報照会の根拠):121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池田町 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	池田町 総務課 総務係(長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	池田町 総務課 デジタル活用推進係(長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連携における注意事項等のマニュアルを厳守し、事務を行っている。また、特定個人情報の記載がある申請書の保管、個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄などの際、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合も複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	管理システムへのアクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することによって、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	池田町 総務課 企画係（長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6）	池田町 総務課 デジタル活用推進係（長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6）	事後	
令和8年2月27日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第1の101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条	番号法第9条第1項 別表の135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条	事後	
令和8年2月27日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第2条の表における情報提供の根拠）：121の項 （第2条の表における情報照会の根拠）：121の項	事後	
令和8年2月27日	II 1 いつの時点か	令和6年6月3日時点	令和8年2月27日時点	事後	
令和8年2月27日	II 2 いつの時点か	令和6年6月3日時点	令和8年2月27日時点	事後	
令和8年2月27日	IV 2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月27日	IV 3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月27日	IV 3 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月27日	IV 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年2月27日	IV 8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連携における注意事項等のマニュアルを厳守し、事務を行っている。また、特定個人情報の記載がある申請書の保管、個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄などの際、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合も複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和8年2月27日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年2月27日	IV 11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和8年2月27日	IV 11 判断の根拠		管理システムへのアクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することによって、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	